

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | | |
|---|------------|
| 1 | 一括質問一括答弁方式 |
| 2 | 一問一答方式 |

質問件名 いじめ対応でほぼ全く資料を作らないことが許されるのか

質問要旨

いじめ重大事態の対応において、重大事態と認定されるより前の通常がいじめとして対応している時から市の学校や教育委員会は公文書に残る資料をほぼ全く作っていないことが判明している。この異常な対応について、本年10月の決算特別委員会における総括質疑での答弁は不明瞭であったため、改めて以下質問する。

1. いじめの認知からいじめ重大事態の対応がなされて調査が進み、報告書の作成予定時期に至るまでのすべての期間に渡り、市の学校や教育委員会が、当該いじめに関しての資料をほぼ全く作成していないことが判明している。いじめ重大事態の扱いになる前の段階から、いじめ被害者の保護者が教育委員会に対して何度も面談をし、打ち合わせをしたり、電話で何度も相談をしたりしたことも一切公文書に残っていないとしている。これは小平市公文書等の管理に関する条例上もあってはならないことと考えるし、何よりも「いじめを迅速に解決し再発防止を徹底する」という姿勢としてあってはならないことだと思うが、市と市教育委員会の見解は。
2. いじめ重大事態の対応に関しては、複数の保護者から何度も教育委員会の組織上の問題の指摘があり、その問題に起因して対応改善の要望も複数出されてきた。そうした複数の指摘や要望について、市の学校や教育委員会内部で、情報共有、課題の洗い出し、対応状況の確認、もしくは討議を行うなどすれば、指摘や要望を提出した保護者名に紐づいた会議資料等が多数作成されてしかるべきと思うが、そういった資料は一切存在しないとしている。指摘した保護者名や状況に紐づいた資料が作成されていないとすると、客観的に見て「保護者の指摘や要望を組織として真剣に受け止めていない」と捉えられても仕方がない状況だが、見解は。
3. 本年10月の決算特別委員会における総括質疑では、2で示した指摘、要望等について、教育長は口頭で報告を受けていると答弁している。どのような場合には文書で報告し、どのような場合には口頭で報告するといった取り決めはあるのか。例えば、いじめ重大事態の扱いになる前のいじめについて電話相談があった場合も、すべて教育長には口頭で報告されてきたのか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年11月15日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
